

司会（加藤）

次に御講演をいただきますのは、国務院学務委員会弁公室、教育部学位管理・大学院教育局 質量監督・情報課の副課長である任 増林様でございます。演題は「大学院教育の質保証と監督」でございます。

任様は北京交通大学において管理学修士号を取得され、1990年より国務院学務委員会に勤務され、1998年に現職である同弁公室、質量監督・情報課の副課長にご就任されております。それでは準備のほどが整いましたので、宜しくお願い申し上げます。

任

【スライド1】

尊敬する木村 孟機構長並びに李 東翔公使参事官、ご来賓の皆様こんにちは。このたびは、ここで中国における大学院教育の質保証と監督事務についてご紹介する機会を得ることができ、大変嬉しく存じます。

【スライド2】

私の講演は大きく4つの部分に分けられます。1つ目は背景についての簡単なお紹介、2つ目は「質保証と監督の体制」について、3つ目は主な「質保証活動」について、そして4つ目は私たちの直面する主な「問題点と挑戦」についてです。

【スライド3】

まずは中国における学位制度の基本的特徴をいくつかご紹介します。最初の特徴は学位授与権委任制度、2番目の特徴は中央政府と省レベルによる二重管理体制、3番目の特徴は大学と科学研究機構による学位授与の決定です。

【スライド4】

学位授与権委任制度には以下のような特徴があります。まず、大学院生の募集や育成及び博士や修士の学位授与には国家の委任が必要です。博士や修士レベルの学位授与権の委任は国務院学位委員会の審査と認可が必要です。学位授与権の委任は規定の項目により学科別に行い、学会の専門家による評議と審査を経て行います。また、通常の学位とは別に専門的（職業的）な学位を設置する場合、その学位授与権の委任に関する審査は単独で行われます。なお、博士や修士課程を初めて開講した大学や機構は、別途機関全体としての審査を受けることとなります。

【スライド5】

次に中央と省レベルによる二重管理についてお話しします。国務院学位委員会は法律に従ってほぼ全ての学位に関する事務を管理しています。31の省レベルの学位委員会と軍隊学位委員会は次の2つの役目を果たしています。第一に、法律に従い、管轄する地区や部門内の学位に関する事務を管理します。第二に、国務院学位委員会が委託する業務も一部担当しま

す。

【スライド6】

大学と科学研究機構は法律に従って学位評定委員会を設置します。大学と科学研究機構が国家から認可を受けた学科の範囲内において、学位評定委員会により決定される事項は次の通りです。ひとつは申請者への学位の授与、もうひとつは既に授与した学位を場合により取消すことです。

【スライド7】

現在、中国では291の大学と71の科学研究機構が博士の学位授与権を委任されており、委任された学科数は3,112学科あります。また、529の大学と268の科学研究機構が修士の学位授与権を委任されており、委任された学科数は11,489学科あります。また、336の大学が専門的（職業的）な学位の授与権を委任されています。

【スライド8】

2005年度から2006年度にかけて、博士の学位を授与された人数は約2.6万人、修士の学位を授与された人数は約20万人です。1981年より学位制度が実施されて以来、博士の学位授与総数は約16万人、修士の学位授与総数は約120万人に達しています。なお、現在の大学院在籍者数は、博士課程が約19万人、修士課程が約78万人です。

【スライド9】

次に、中国の大学院教育の質保証と監督体制についてお話しします。現在中国においては、三重の質保証と質管理体系が実施されています。中央政府においては、国務院学位委員会が学位条例に基づく質保証と監督の実施を担当し、法律に従って学位の質を監督しています。省レベルの学位委員会においては、管轄地区での学位授与に関する質の監督と評価を行っています。学位を授与する大学と機構においては、授与する学位の質を保証しています。

【スライド10】

私たちが行う質保証と監督に関する主なモデルは3つあり、1つ目は学位授与権の委任獲得における審査の過程、2つ目は学位授与権の委任を保持するにあたり行われる定期的な評価の過程、また更にその他の専門事項の監督業務における経常的な評価過程です。

【スライド11】

質保証とその監督を進める中心的な組織として、次の2つの機関があります。ひとつは中央と省レベルの政府部門で、学位授与権の委任の審査と保持、そして専門課程の監督を担当しています。もうひとつは非政府組織または準会員制の機関で、学科のランキング及び専門課程の調査とランキングを担当しています。

【スライド12】

私たちが行う質保証と監督に関する主な活動は次の5つです。第一に、先ほどご紹介した学位授与権の委任に関する審査、第二に学位授与権の委任を保持するために必要な定期的な

評価、第三に博士や修士の学位論文に対する抽出評価、第四に専門的（職業的）学位の調査と評価、第五に学科の評価とランキングです。

【スライド13・14】

まず、博士レベルの委任審査の過程を例として、審査の流れについてご紹介します。項目ごとに説明しますと、審査の第一段階は申請です。最近の例では、2005年に委任申請を行った大学・研究機関の数は200から300あり、学科（専攻）の数は2,500から3,500ありました。

【スライド13・15】

審査の第二段階は通信方式で行う専門家グループによるピア・レビューです。私どもは3万人を超える専門家名簿を有しており、その中から3,500名余を選出しピア・レビューを実施しています。学科別に区分されたグループの数は350から400あります。ピア・レビューにより提出された評価意見の回収率は99%以上に達します。

【スライド13・16】

第三段階は情報の公開です。その主な目的は、申請した大学に対し幅広い意見を求め、申請内容の妥当性を確認することにあります。

【スライド13・17】

第四段階は会議による集中審議です。審査会では、再審査のための専門家を定期的に招へいしています。その任期は4年で、再審査のための専門家は760人以上います。その760名余の専門家は70の部門に分かれて再審査を行います。審査結果は専門家による投票により3分の2以上の多数決で決定されます。

【スライド13・18】

委任審査における第五段階は国務院学位委員会の承認です。国務院学位委員会は、大学・著名な専門家・関係部門の代表者による50人以上の委員で構成されています。委員会は3分の2以上の多数決により審査結果の承認を行います。

【スライド19】

次に質保証における2つ目の活動として、博士の学位を授与する学科（専攻）の定期評価についてご説明します。1995年から1997年にかけて、一部の学科（専攻）において試験的にこの評価を展開しました。2005年にはこの定期評価が制度化されました。学位授与権の委任を受けた大学や科学研究機構の学科（専攻）は6年に1度評価を受けることになっており、その評価は強制的で必ず受けなければなりません。この評価による結論は次の3種類あり、1つ目は継続委任、2つ目は期限付き改善指示を出し2年後に再評価を行うもの、3つ目は委任の取消です。

【スライド20】

質保証における3つ目の活動は博士の学位論文の抽出評価です。この評価は2000年から実施されており、2000年から2004年までの間に、全部で700の博士論文を抽出評価しました。

2005年からは、博士論文の評価と学科（専攻）に対する定期評価を統合した評価を行っています。2005年においては、抽出評価数が1,500以上、抽出率約30%となっています。

【スライド21】

質保証における4つ目の活動は分野別ランキングです。ここでご説明しておきたい点としては、この業務は政府部門の名義において行われているのではないということです。この業務の実施主体は、政府が指導する非政府機関の学位・大学院教育発展センターです。このランキングは、大学と科学研究機構による自主参加とされており、評価の対象は博士や修士の学位を授与する学科（専攻）となっています。

【スライド22】

同センターは、2002年から2004年を第一周期として、この評価を実施しました。第一周期の評価では、現在中国にあるほとんど全ての学科（専攻）を対象に行われ、229の大学・研究機関における1,336学科（専攻）がランキングに参加しました。第一周期の評価を通じ、約80の分野別ランキングが作成・公表されました。2006年からは第二周期のランキングが開始され、3年以内に完了する予定となっています。

【スライド23】

次に、学科（専攻）を対象とした審査や評価における主要な要素についてご説明します。1番目の要素は教員組織で、比重は0.3です。この比重とは、ある評価要素が評価全体の中で占める重要度を示すものです。2番目の評価要素は科学研究業務で、3番目は教学と養成業務です。4番目は学科（専攻）の設備条件で、5番目は学科（専攻）とその関連する学科（専攻）の状況です。

【スライド24】

博士論文の抽出評価における評価要素は次のとおりです。第一に論文のテーマで、第二に論文の創造革新性です。私たちは論文の創造革新性に対して高い関心を持っていることから、この評価要素の比重は0.6となっています。第三は論文から伺える理論、専門知識、研究能力です。

【スライド25】

学位・大学院教育発展センターが行っている分野別ランキングの評価要素は、学術面の評判、教員組織の状況、科学研究の状況、人材育成となっています。私たちは、分野別ランキングの状況やランキングに参加している機関の状況に関する簡単な資料を準備しています。資料に掲載されているウェブサイトのアドレスにアクセスし、そこからランキングの状況を調べることができます。

【スライド26】

最後に質保証活動における問題点と挑戦について、皆様と一緒に考えたいと思います。第一に、各大学が進めている高等教育の間に広く見られる特殊性と質に関する一般的基準との

間に見られる矛盾という問題です。私たちの質に関する基準には多様性が求められています。第二に、中国の巨大な教育規模により生じる現在の管理モデルへの挑戦です。中国で既に進められている改革の目的も、教育規模がもたらす管理モデルに対する挑戦に対応したもので、中央政府による集権的管理モデルを改革する必要があります。第三に、大学や研究機関の自主性と自己管理能力です。第四に、非政府機構と自治的組織の発展と機能です。第五に、評価過程において数値的要素と質的要素のバランスを如何にして保つかという問題です。第六に、情報の収集及び情報収集の有効性です。最後は、如何にして社会の参画を促すかという問題と、更なる社会サービスの向上です。

【スライド27】

私の話は以上です。ご清聴ありがとうございました。皆様とともに、関係する諸問題について検討していけたらと願っています。

司会（加藤）

任様、どうもありがとうございました。それでは、引き続きまして、質疑応答の時間とさせていただきますと思いますが、ただいまの任様のご講演に対しまして、ご質問等がございます方は挙手をお願いいたします。

質問者 1

今日直接お話はなかったのですが、以前、中国の複数の大学の方から、大学院への進学時に、国の方針として、同じ大学の学部出身者のうち一定比率を違った大学に進学させて、人材の流動性というか、モビリティを高めているという話を聞いたことがあります。もしそういうことが、今の任さんのお話、というかご担当されている業務の中にありましたら内容を教えていただきたいと思います。

任

ご質問ありがとうございます。各大学が大学院生を募集する際に同じ大学の卒業生がどれ程の比率を占めるかについては厳格な規定はありません。ただし、大学や学科（専攻）の交流を促進するために、中国の大学や科学研究機構は他校の卒業生の採用を重視しています。この問題は純粋に大学独自の政策決定に任されています。

司会（加藤）

ありがとうございました。続きまして、どなたかご質問がございますか。

質問者 2

2つ質問がございます。1点目は、配布資料のスライド5にあります、「中央と省の管理」というところがございます。「法律により国と省の学位論文の管轄が違う」、このところをもう少し具体的に、どういう場合に部署が委託して管理をされるかについてお伺いしたいのが1点です。

2点目は若干この問題からはもしかしたら的外れな質問かもしれませんが、私どもの方でやっております教育事業の中でも、来られた研修生の方が、論文を引用して、中国で発表しているといったようなクレームを受けることがございます。そういった知的財産の保護といった観点から、どのような対策を採られているのでしょうか。また、それに対して、日本の立場、あるいは外国からのクレームを受け入れてもらえるようなシステムがあるのかどうか、そういうことについてお伺いしたいと思います。

任

この質問に関しては私の知っている範囲でしかお答えできませんが、帰国後に関係部門からさらに詳細な情報を求めて理解を深めたいと思います。

最初の質問に対する回答として、中央部門と省レベルの学位委員会の職務分担についてご説明します。中央部門とは主に国务院学位委員会と教育部の大学院生指導教官を指し、全ての学位における委任審査の承認を行います。そのうち修士レベルの委任審査については、国务院学位委員会の委託を受けて省レベルの学位委員会が担当します。同委員会の決定は国务院学位委員会の認証を必要とします。委任を受けた学科（専攻）に対する定期評価では、国务院学位委員会は博士レベルの学科（専攻）に対して評価を行います。一方、省レベル学位委員会は修士レベルの学科（専攻）に対して評価を行います。また同委員会は省内の大学院生の育成業務や学位授与の質に対する特別検査も実施します。これには修士論文の抽出検査や指導員の資格検査が含まれます。以上が1つ目の質問に対する回答です。

2つ目の質問についてお答えします。中国政府と各大学は知的財産の保護を非常に重視しています。私たちは大学の博士や修士課程の学生に対し、質が高く創造性革新性に富んだ学術論文を発表するように指導しています。しかし、学生が発表する論文の本数については一貫した規定がありません。論文の作成中に他人の知的財産を侵害するような状況が出てきた場合については、教育部が大学に対して厳格な調査と処置を指示しています。特に深刻な事案については大学の学位評定委員会が当該学生の学位を取り消すこともあります。既に学位を取得した者が後になって論文中に知的財産を侵害する行為が明らかになった場合、同大学は既に授与した学位を取り消さなければなりません。以上が2つ目の質問に対する回答です。ありがとうございました。

司会（加藤）

どうもありがとうございました。他に質問はございますでしょうか。

質問者 3

配布資料のスライド7について質問があります。ここでは、大学と同時に科学研究機構にも博士の学位授与権があるというふうに書いてあります。そもそもこの科学研究機構は大学院生を募集することができるのでしょうか。または科学研究機構の中の研究者に学位を授与するのでしょうか。また、スライド8とも関係ありますが、例えば、2005年から2006年の博士の学位授与が2.6万人と書いてありますけれども、このうち、この科学研究機構の方が大体何人ぐらい授与したのでしょうか。

任

中国の大学院生教育は2つの異なる機関によって展開されています。ひとつは大学、もうひとつは科学研究機構です。それぞれは国家が委任する学科（専攻）の範囲内で同等の学位授与権を有しています。但し2つの機関にはひとつの違いがあり、科学研究機構は博士や修士課程のみを開講しており、一般の大学教育や学士の学位授与は行っていません。現在中国において博士や修士学位を授与する代表的な科学研究機構として、中国科学院や中国社会科学院などがあります。そのうち、中国科学院が募集・育成を行う大学院生の数は一般的な大学と同程度です。これらの機関の学位授与における質は相当高いレベルにあります。スライド8に掲載している学位を授与された人数には、科学研究機構が授与した学位も含まれています。詳細な比率については帰国後に資料を調べた上で改めて回答したいと思います。

司会（加藤）

はい。ありがとうございました。次の方お願いいたします。

質問者 4

こんにちは。本日貴殿のレポートを聞いたことは大きな収穫です。しかし、ひとつ厳しい質問をさせていただきます。現在中国において、政府の行政官が大学で博士の学位を取得するという状況が見られます。この問題についてどのように考えておられますか。博士の学位を取得するためには多くの時間とエネルギーを費やしてレベルの高い博士論文を作成しなければなりません。しかしこの一部の人間は研究に十分な時間を費やせる環境にありません。

さらに一部の行政官は学士の学位しか持っていません。彼らの向上心を否定するつもりはありませんが、一般人、つまり私たちのように1982年に修士課程を修了した者や志を持って研究に没頭している者たちより、彼らの立場はより有利になっています。博士という学位に

は創意性や深遠な研究が求められ、同分野において功績を残す必要があります。この問題についてどのように考えておられるかお聞かせください。

任

政府部門で働く公務員が高レベルの教育を受けることは国家の管理や社会への奉仕という面において大きな意義を持つと考えます。中国政府は公務員が博士や修士課程を受講することに対し差別的な制限を設けていません。彼らにも一般人と同様に入学試験を受け、博士や修士課程を受講する権利があります。もちろん仕事に従事しながら受講するわけですから、一般学生より長い期間を費やす必要があります。場合によっては5年から7年をかけて博士の学位を取得することもあります。彼らには博士や修士の学位を取得する面で、何ら特別な優遇措置はありません。学位論文の抽出検査の過程において、彼らが作成した学位論文は、他の大学院生の学位論文と同様に、公平に抽出の対象とされており、問題が明らかになれば同一の基準で対応しています。学位を取り消すことさえあります。

司会（加藤）

ありがとうございました。あと、どなたかご質問がございますでしょうか。

質問者 5

中国には「自学考試」という制度があり、省レベルの学位委員会で、本科の学位までは授与していると聞いていますが、大学院の学位は、「自学考試」ではどのような扱いになっているのでしょうか。

任

大学教育自学試験に合格することによって、社会人が学士の学位を取得することができます。しかし、更に上の段階の博士や修士の学位を取得したいと望む場合は、通常の入学試験を受けなければなりません。他の人々と同様の方法と基準で受講、論文作成、質疑応答を行い、論文のレベルによって修士や博士の学位授与の可否が決定されます。

司会（加藤）

これで質疑応答を終了させていただきたいと思います。任様、どうもありがとうございました。